

江南市中小企業振興基本条例 解説

○ 経緯

江南市では、条例制定に関する要望書の提出を受けたことや中小企業関連団体が条例に関連する講習会を開催したことなどから、平成29年2月にその関連団体等に対し、条例制定に関して意見を聞く懇談会を実施しましたところ、条例制定に向け、取り組んでいく旨の提案を受けたことから、同団体等と条例に関する意見交換や条例を学ぶ懇談会を計7回実施しました。

さらに、同年12月より、他の団体の方にも参加してもらうため、江南市中小企業振興基本条例（仮称）推進懇談会とし、計11回懇談会を実施しました。ここでは、更なる条例の理解や地域資源の洗い出しのほか、条例素案の作成に取り組みました。

その後、平成31年1月にこの懇談会より、市に対し江南市中小企業振興基本条例（素案）の提言書を受けたことから、江南市中小企業振興基本条例検討委員会を設置し、市における条例のあり方を検討するため、委員会を計3回実施しました。

パブリックコメントでの意見募集を経て、江南市議会9月定例会にて議決を受け、本条例は施行されました。

○ 条例の必要性

中小企業は、その事業活動により市の地域経済をけん引し、地域社会の担い手として、重要な役割を担っています。

また、中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化による企業間競争の激化に加え、少子高齢化や人口減少、消費構造の変化など、激しく変化しています。そのうえ、経営者の高齢化、後継者不足、事業承継などの課題が深刻になっています。

その中小企業を振興することにより、地域経済が活性化し、それが地域社会の発展につながり、市民生活の向上に寄与することとなるため、地域全体で中小企業振興に取り組む必要があるものです。

○江南市中小企業振興基本条例の考え方

(前文)

江南市は、濃尾平野の北部、木曽川の南岸に位置し、古来より人々が集い生活を営む中で、多くの戦国武将を育み、活躍した地域である。

産業では、明治時代に養蚕が盛んになり、絹織物産業が行われるようになった。戦後、高級カーテン等の室内装飾織物の分野では、全国から高い評価を得るようになり、また、絹織物産業だけでなく様々な業種の企業が互いに支え合い、成長を遂げてきた。

こうした中で、市内の事業所の大半を占める中小企業者は、様々な団体等と連携し多様な事業活動を通じ、地域循環型経済の基礎であり続けるとともに、人材育成や雇用創造の中心的な役割を果たしてきた。

近年、経済の国際化が急速に進んだことによる企業間競争の激化に加え、少子高齢化や人口減少、消費構造の変化等、中小企業を取り巻く環境は変化しており、その上、経営者の高齢化、後継者不足、事業承継等の課題が深刻になってきている。

人も地域も生き生きとし、賑わいと魅力あふれる江南市であり続けるためには、地域循環型経済を活性化させ、多様で活力ある自立的発展を継続していくことが重要である。そのためにも、小規模企業者や小規模事業者を含む中小企業者が地域経済の重要な担い手であることを改めて認識するとともに、市民、企業及び行政の総力を結集させ、中小企業の振興と豊かな市民生活の実現を図るために、この条例を制定する。

【説明】

前文は、この条例を制定する背景や趣旨などを示すとともに、中小企業の果たしている役割やその重要性、中小企業振興の必要性など条例全体の考え方を明記しています。

1段落目、2段落目では、本市の特徴と歴史、産業について記述しています。

3段落目、4段落目では、本市の中小企業の特徴と、課題について記述しています。

5段落目では、中小企業の振興と、豊かな市民生活の実現を図るために、市民と企業と市が力を合わせるため、条例を制定することを記述しています。

(目的)

1. この条例は、中小企業の振興について、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【説明】

条例の制定目的を明記しています。

この条例は中小企業の振興に関する基本的な事項を規定し、その施策を推進することにより、本市の地域経済が活性化し、その結果として地域社会が発展、市民生活の向上に寄与することを目的としています。

なお、この条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を、市内外に示す、理念条例です。

(定義)

2. この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項に規定する小規模企業者及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条に規定する小規模事業者を含む。）であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

【説明】

条例において掲げる用語の意味を定めています。

(1)では、「中小企業者」を定義しています。「中小企業者」とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に規定する資本金、従業員数の基準を満たす事業者をいいます。

中小企業者という用語には、小規模企業者と小規模事業者を含む概念となっており

ます。

なお、この条例では、個々の経営体について明示する場合は「中小企業者」、中小企業全体を表す場合は「中小企業」としています。

(2)では、「中小企業団体」を定義しています。中小企業を支援する団体等を指しております。「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項及び第2項に規定する団体や「商店街振興組合法」第2条第1項に規定する商店街振興組合及び中小企業家同友会など、中小企業の振興に対して支援する幅広い団体を指します。

(3)では、「大企業者」を定義しています。中小企業者以外の事業者を指します。

(4)では、「金融機関」を定義しています。銀行、金融機関の他、金融業を営む者を指します。

(5)では、「市民」を定義しています。市内に居住する者以外にも、中小企業の振興に協力していただくことが重要であるため、本市に通勤、通学する者も「市民」ととらえることとしています。

(基本理念)

3. 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
(2) 中小企業者が地域経済の活性化及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。

(3) 中小企業の果たすべき役割の重要性を理解した上で、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関及び市民が協力して行うこと。

【説明】

中小企業の振興を推進していくために、基本的な理念を規定しています。

(1)では、中小企業者自らが、取り巻く環境の変化に適応し、自らの事業活動に工夫を加え、努力をすることが重要であることを規定しています。

(2)では、中小企業者は地域循環型社会の基礎であり、人材育成や雇用創出の中心を担っていることから、地域経済の活性化及び市民生活の向上に重要な役割を果たしており、必要な存在であるという認識を、中小企業振興に関わる者全體が持つことを規定しています。

(3)では、中小企業の発展に向け、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関及び市民といった、中小企業の振興に関わる全てのものが、協働して中小企業の振興に取り組むことが重要であることを規定しています。

(市の責務)

- 4－1．市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の実態の的確な把握に努めるとともに、中小企業振興施策を総合的に推進する責務を有する。
- 4－2．市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との連携及び協力に努めなければならない。
- 4－3．市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

【説明】

中小企業振興施策を推進していくために、市が担うべき内容について規定しています。「責務」とすることにより、強い位置付けとしています。

4－1では、市は経済の国際化、少子高齢化や人口減少、消費構造の変化など本市及び中小企業を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、中小企業振興施策を策定し、実施することを規定しています。

4－2では、市は中小企業振興施策の策定、実施にあたっては、中小企業振興に関する各機関と協力して行うことを規定しています。

4－3では、市が発注する工事や物品・役務の調達等において適正な予算執行や公平な競争及び適正な契約履行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めることを規定しています。

(中小企業者の努力)

- 5－1．中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に適応するため、自主的に経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び経営基盤の強化に努めるものとする。
- 5－2．中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域社会の発展及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。
- 5－3．中小企業者は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

中小企業振興施策を推進していくために、中小企業者が担うべき内容について規定しています。中小企業者自らの創意工夫と経営の向上に対する努力が必要であり、こ

れを明確にしています。中小企業者が担うべき内容について「努力」とすることにより、努力を求めるものとしております。

5－1では、中小企業者は自らの事業の振興を推進するためには、経営の革新、事業を行う上で必要な財務、組織、技術やノウハウ等の経営基盤の強化が必要であると規定しています。

5－2では、中小企業者は地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会と調和を図りながら、地域活動への参加、災害への対応、防犯など、まちづくりの活動に積極的に関わり、暮らしやすい地域社会の実現に努めることを規定しています。

5－3では、中小企業者は市が実施する中小企業振興施策に関するアンケート調査やヒアリング等に対して、協力することを規定しています。

(中小企業団体の役割)

6－1．中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営課題に対し、解決に向けた事業計画の策定支援等、専門性の高い支援を通じ、中小企業者の経営力の強化に努めるものとする。

6－2．中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

【説明】

中小企業振興施策を推進していくために、中小企業団体が担うべき内容について規定しています。中小企業団体の役割として、中小企業団体は中小企業者の事業の改善発達支援や、協同して経済事業を行う団体であることから、中小企業者の振興に対して一定の努力を求めるものとしています。

6－1では、中小企業団体は中小企業者が抱える多種多様な経営に関する課題や事業計画の策定に対し、高度で適切な支援を行い、中小企業者自らが持つ経営力の更なる向上に努めるものと規定しています。

6－2では、中小企業団体は自らの事業活動を行うにあたっては、中小企業者が事業の維持・発展に欠かせない存在であることを認識し、中小企業者と連携に努めることを規定しています。

(大企業者の役割)

7－1．大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

7－2．大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

【説明】

中小企業振興施策を推進していくために、大企業者が担うべき内容について規定しています。大企業者の役割として、大企業は中小企業と比較して事業所数は少ないものの、中小企業者や地域社会に対して大きな影響力を有していることから、中小企業振興に対して一定の役割を求めるものです。

7－1では、大企業者は、中小企業者が発展することにより、地域経済が活性化し、結果として地域社会が発展し市民生活も向上するという好循環につながるなど、中小企業者の果たす役割の重要性を理解し、自らの事業活動を通じて中小企業の発展に寄与することを規定しています。さらに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に対して、協力するよう努めることを規定しています。

7－2では、大企業者は、自らの事業活動を行うにあたっては、中小企業者が事業の維持・発展に欠かせない存在であることを認識し、中小企業者と連携に努めることを規定しています。

(金融機関の役割)

8－1．金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うなど、中小企業者に協力するよう努めるものとする。

8－2．金融機関は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

【説明】

中小企業振興施策を推進していくために、金融機関が担うべき内容について規定しています。金融機関は中小企業者が事業活動を展開する上で、資金供給等において密接な関係であり、中小企業者の経営課題の解決に対して果たす役割が大きいことから、中小企業者の振興に対して一定の役割を求めるものです。

8－1では、金融機関は、中小企業者の現状を把握し、必要な資金供給を図るとともに、情報の提供、経営に関する相談などに応じることにより、中小企業者の発展に協力するよう努めることを規定しています。

8－2では、金融機関は、自らの事業活動を行う地域において、地域から多くの従業員を雇用している中小企業者が、事業の維持・発展に欠かせない存在であることを

認識し、中小企業者と連携に努めることを規定しています。

(市民の理解と協力)

- 9．市民は、中小企業振興施策が地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

市民の理解と協力について、市民は中小企業者の果たす役割を理解し、中小企業者とともに地域社会が発展できるよう協力することとしています。

市民は、地域で多くの従業員が雇用されている中小企業者が発展することによって、地域経済が活性化し、地域社会が発展することにより、市民生活も向上していくことを理解し、中小企業者の事業や中小企業振興施策に協力を期待することを規定しています。

(施策の基本方針)

- 10．市は、国、県その他関係機関と連携しつつ、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業者の創造及び新技術の開発を促進すること。
- (3) 中小企業者の資金調達を円滑化すること。
- (4) 中小企業者の産学官連携を促進すること。
- (5) 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。
- (6) 中小企業者の事業承継を支援すること。
- (7) 創業を促進すること。
- (8) 中小企業振興施策等の情報を周知すること。

【説明】

施策の基本方針について規定しています。この基本方針に沿って施策の策定及び実施をすることとなります。

- (1)では、中小企業者が経営を安定させ、経営の革新をするにあたり、その支援を促すことを規定しています。
- (2)では、中小企業者の創造と新技術の開発の促進を促すことを規定しています。
- (3)では、中小企業者の事業活動を促すため、資金調達を円滑にするよう規定しています。
- (4)では、中小企業者と産業界・学校・官公庁との連携を促すことを規定しています。

(5)では、中小企業者における人材の確保や育成を支援し、雇用の安定を促すことを規定しています。

(6)では、中小企業者における事業承継を支援することを規定しています。

(7)では、創業を促進することを規定しています。

(8)では、中小企業者に対し、情報提供を行っていくことを規定しています。

(施策の推進に係る措置)

1 1. 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 中小企業者、中小企業団体、市民等から意見を聴取し、中小企業振興施策を検討する場を設ける。

(2) 中小企業の状況を把握し、前号に規定する中小企業振興施策の検討内容を踏まえ、適宜、中小企業振興施策の見直し等を行い、その結果を公表する。

【説明】

効果的な中小企業振興施策を推進していくため、中小企業等の意見を聞き実態の把握に努め、施策の推進に反映していくことを規定しています。

(1)では、中小企業者のみならず、中小企業団体や市民等から様々な意見を聴取し、中小企業振興施策を検討する場を設けることを規定しています。

(2)では、中小企業の状況を把握し、前号の会議での検討内容も踏まえ、中小企業振興施策の見直しなどを行い、その結果を公表することを規定しています。

(財政上の措置)

1 2. 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

市は中小企業振興に関する具体的な事業を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

本条例の効力が発生する日を定めています。